

第 64 号	関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合	2020 年 12 月 13 日 発 行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	非常勤の声	委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁 目 1-39-102 大私教気付

1. 組合学習会の案内 p. 1	2. 主要大学にコロナ関連の要求書、提出 p.2
3. 西南学院大学と団体交渉 p. 2～3	4. 京都府立大学と団体交渉 p. 3
5. 関西大学が減ゴマを撤回 p. 3	6. 組合総会、開催 p. 3～4
	7. 冬季カンパのお願い p. 4

2021 年 2 月 21 日 組合学習会のご案内

コロナ禍の大学非常勤講師

～なぜ私たちは可視化されないのか？～

新型コロナウイルスの影響により、多くの大学の授業がオンライン授業に切り替わりました。それに伴い、複数の大学を掛け持ちする非常勤講師はオンライン授業ための経費と労働量は今まで以上に増大しています。一方で、授業の質は当然のように求められます。しかし非常勤講師たちのこういった窮状は可視化されませんし、手当を支給しようという大学はほとんどありません。

このような“やりがい搾取”とも言える事態に、

私たちはどう向き合い闘っていけばいいのでしょうか。今回の学習会では、労働法がご専門の中村和雄弁護士を講師にお招きし、皆さんと一緒に考え、行動に繋げていきたいと思っています。

詳細は今後も組合のサイトなどでお知らせする予定ですが、当日は会場にいらっしゃれない方のためにオンラインでの同時公開も検討中です。組合員の方もそれ以外の方も奮ってご参加ください。

(文責・浦木)



日時: 2021 年 2 月 21 日 (日)

14 時～16 時 30 分

参加費: 無料 (オンライン公開も検討中)

会場: 大阪府立男女共同参画・青少年センター (ドンセンター) 5 階セミナー室 1

アクセス: 京阪「天満橋」駅、Osaka Metro 谷町線「天満橋」駅 ①番出入口から東へ約 350m

【ゲスト・スピーカー】

弁護士 中村和雄さん (市民共同法律事務所)、

他 1 名 (調整中)

主要大学にコロナ関連の要求書を提出

各大学では対面授業や遠隔授業、および、それらを組み合わせた授業が行われています。5月の時点でも、当組合から各大学へ労働量増加に見合う賃金援助や備品援助についてどのような方針でのぞむのかという質問書を出しましたが、ほとんどの大学は賃金援助については「する予定はない」、備品援助についても「金銭による援助の予定はない」という回答でした。

後期に入り、私たちの労働量増加の程度および備品購入にかかった費用もわかってきています。そこで、あらためて主要大学にたいし、援助要求書を提出することにしました。

また、対面授業を行なっている（および行う予定である）大学に対しては、対面授業を

強制しないこと、コロナ検査の費用援助をすること、非常勤講師本人に陽性反応が出た場合の対応はどうするのか（他大学の授業にも差し支えますから、それらについてはどう考えているのかなども含め）、などについても要求・質問することになっています。

今後、団交を予定している大学（近畿大・立命館大学・京都産業大学・甲南大学・関西大学・関西学院大学など）とは、団交の場でこれらの要求をとりあげます。近畿大学とは12月18日（金）18時から、立命館大学とは12月23日（水）10時半から、それぞれリモートで団体交渉をすることが決定しています。（文責。長澤）

西南学院大学と団体交渉

10月1日、福岡の西南学院大学の韓国語の減ゴマ問題で団体交渉をおこないました。西南学院の減ゴマされた組合員3名が参加しました。

組合から参加した3名が意に反して減ゴマになった理由について質すと、大学側は、非常勤講師は毎年同じコマ数を担当するとは限らない、カリキュラムの編成上でコマが減ることもあると一般論を述べるにとどまり、大学の管理責任を放棄した回答でした。3名の減ゴマの具体的理由については大学は専任から話は聞いているが、「プライバシーの問題もある」ので、団交の場では言えないと回答を拒否しました。3名の減ゴマの理由については、専任教員から3名に具体的理由を1週間以内にメールで伝えると回答しました。

また、大学は、専任教員と非常勤講師の間のコミュニケーション不足があるので、団交

の場ではなく、大学が立ち合いのうえで、個別に話し合いを持つ場をつくりたいと提案してきました。これに対して、参加した3名の組合員からは、コミュニケーション不足になっているのは、非常勤講師の側の責任ではなく、専任教員が意図的に会おうとしないことに原因があると主張しました。さらに、3名の組合員は専任が中心となって作成した韓国語の教科書はあまりにも問題があるので、もっときちんとした教科書を作成すべきと訴えました。最後に組合から、専任と非常勤講師が減ゴマでトラブルになるのは、減ゴマの理由について専任教員が丁寧な説明をしないから起こるので、これを防ぐには、大学が、減ゴマになる場合には専任教員が当該に丁寧に説明するルールを作るべきと提案しました。

団体交渉後、大学や組合が立ち合いの上で、減ゴマされた3名のうち2名の組合員に対し

専任教員から減ゴマの理由について説明と話し合いが行われました。しかし、専任教員

からの減ゴマの理由の説明について 2 人の組合員は納得していません。(文責・江尻)

京都府立大学と団体交渉

京都府立大学に長く勤務してきた A さんは、大学からカリキュラムの編成上の理由で突然、雇い止めを通告されました。組合と大学との文書のやり取りと本人が労働契約法 18 条に基づいて無期雇用への転換を申し入れたため、大学は 1 コマだけ残すと伝えてきました。しかし、本人が、これでは大幅減ゴマで生活できないと組合に訴えたため、10 月 14 日に団体交渉がおこなわれました。

組合は大学に対し非常勤講師と雇用契約書を交わしていないなど大学には労働法上問題が多いこと、また、A さんは、4 月に大学から突然、雇止めが通告されたが、これは労働契約法 19 条違反であることを指摘しました。さらに無期雇用契約に転換した A さん

が 5 コマから 1 コマに減ゴマされたことは労働条件の大幅な切り下げに当たり、これには本人との合意が必要であり、このようなことがまかり通れば労働契約法 18 条の無期雇用転換を形骸化させることになり、大幅な減ゴマは許されないと追及しました。

大学側は、次年度の A 組合員の担当コマ数について、今年度と同じにするのは難しいが、現在予定の 1 コマから増ゴマすることを検討すると回答しました。10 月 21 日に大学から回答がありましたが、2 コマにとどまり、本人はこれでは生活できないと言っています。組合としては、これ以上交渉しても大学の譲歩を勝ち取るのは難しいと判断し、交渉を打ち切ることにしました。(文責・江尻)

関西大学が減ゴマを撤回!!

関西大学で長年、1 回生向けの基礎講座を担当していた B さんは、9 月になって突然、「あなたの担当していた科目はカリキュラムの再編でなくなりました。」と通告され減ゴマになりました。B さんは教務担当の副学部長に代替科目等について依頼してしまし

たが返事がなかなか来なかったため、組合に相談し組合から大学に「回答要求書」を送りました。大学から 11 月 13 日に回答があり、代替科目として 2 科目を担当できるよう調整するとの回答がありました。

(文責・江尻)

組合総会、開催

コロナ感染の拡大によって延期されていた組合総会が、9 月 12 日にエルおおさかで開催されました。何度も延期されコロナ禍での総会であったこともあり参加者は例年より少ない十数名の参加にとどまりましたが、委任状が多く寄せられたため成立しました。

今年度は時間を短縮するため自己紹介は省かれ、書記長から昨年度の活動総括の報告と今年度の方針案が提案され、大嶋会計責任者か

ら昨年度の組合会計決算の報告、今年度の予算が提案されました。

討論では、組合の活動について紙媒体だけでなく、SNS などをもっと活用し宣伝すべき、女性の執行委員が、ゼロとなったため計画的に女性の組合員に執行委員になってもらえるよう努力すべきなどの意見がでました。活動報告など 4 案が賛成多数で承認されました。最後に今年度の執行委員の 8 名が選出され終了

しました。（文責・江尻）

冬季カンパのお願い！！

関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

コロナウィルス禍のなかで非常勤講師は、後期もオンライン授業、対面授業、さらにオンディマント授業など多様な授業形態で、授業時間外の労働を強いられています。このような労働強化に対しては組合として大学にその対価としての賃金の引き上げを求める交渉を行います。

組合活動も秋学期になって少しずつ団体交渉などをすすめています。また、延期されていた総会もようやく9月に開催され、新方針、新役員を選出をおこないました。今後の組合活動を支援するためのカンパをよろしく願います。（振替口座は00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」）

愚痴っていても何も変わらない 自らの権利を主張しない者を守る法律はない 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に 組合員として加入します 賛助会員として加入します

氏名

氏名のフリガナ

住所（ — ）

Tel

Fax

Email

専門分野

担当科目

非常勤出講先（専任教員の方は専任教も）

組合費：10000円/年（年収150万円未満の方は4000円/年）

賛助会費：1口1000円/年（3口以上の協力をお願いします）

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201(江尻) 月、水（随時）午後 メール：sodan@hijokin.org